

第135回宮崎県都市計画審議会会議録

日時：平成28年12月19日（月）

10：00～11：55

場所：県庁企業局庁舎 1階

県電ホール

午前10時 00 分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第135回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の岩下でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、審議会委員16名中12名の御出席をいただいております。会議開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

本日御出席いただいております委員の皆様への御紹介は、お手元の委員名簿にかえさせていただきます。

次に、本日の議事で使用する資料の確認をさせていただきます。

本日、机上に9種類の資料をお配りしております。まず、「会議次第」、「第135回宮崎県都市計画審議会委員名簿」、それから、関係法令をとじ込んだ黄色のフラットファイルをお配りしております。それから、資料1から資料6をお配りしております。不足している資料はございませんでしょうか。

なお、お配りしております黄色のフラットファイルにつきましては、会終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をお願いいたします。

○出口会長 皆さん、おはようございます。年末の押し迫った中ですがけれども、第135回の都市計画審議会を開催させていただきます。きょうは報告2件ということで、よろしくお願いいたします。

実は、私ごとですが、先々週、放送大学の宮崎学習センターでまちづくりの話を2日間させていただきました。普通の放送大学はテレビ等で受講しますけれども、スクーリングといいますか面接授業ということで、初めて参加させていただき、県の方や、きょう出席の嶋本先生のほうから教材をいただきながら、2日間講義をしました。27歳から70歳の方が受講生で、総勢8名の小さなクラスでしたが、生活の中で感覚的にわかっていることを制度的なもので御紹介したり、「都市計画の基本方針はなぜ必要なんですか」、「区域マスタープランと市町村マスタープラン、なぜ2つも要るんですか」という生々しい現実の話

や、「市街化調整区域を外していただいたほうがいいんじゃないですか」とか、ダイレクトな質問がいろいろありました。都市計画制度や方針を一般の方々に理解していただくためには、こつこつ継続的に実施しなければいけないのではないかと思います。

きょうは2つの報告があります。皆様方の立場からいろいろな意見をいただきまして、また改善等をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局 出口会長、ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。出口会長、よろしく願いいたします。

○出口会長 まず初めに、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

本日は、山口委員と井上委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、よろしく願いいたします。

きょうは資料がたくさんあり、進めるのに時間がかかるかと思いますので、早速議事に入りたいと思います。

本日の議事の進め方について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 お手元にあります会議次第をごらんください。

本日の議事は、報告事項としまして、「都市計画に関する基本方針の改定について」と「都市計画区域マスタープランの改定について」の2件でございます。

まず、「都市計画に関する基本方針の改定について」としまして、改定素案のパブリックコメントの意見に対する県の考え方及び、当審議会に先立ち、11月15日に開催いたしました専門委員会での意見を踏まえた最終案について御報告いたします。その後、10分間の休憩を挟んだ後、「都市計画区域マスタープランの改定について」、改定の方針や考え方などについて御報告させていただきます。

○出口会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたように、2つに分けて説明をいただいて議事を進めたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○出口会長 ありがとうございます。

それでは、この方針に従って議事に入りたいと思います。

早速、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、都市計画に関する基本方針について御説明いたします。

まず、都市計画に関する基本方針等の内容について調査・審議するために設置しており

まず専門委員会の審議結果について、御報告させていただきます。

なお、本来なら委員長より御報告いただくところですが、出席がございませんでしたので、専門委員であります嶋本委員より御報告をお願いいたします。

○嶋本委員 ただいま御紹介いただきました宮崎大学の嶋本でございます。よろしくお願いいたします。

今回御報告させていただきます「都市計画に関する基本方針」の改定作業に当たりまして、私を含め9名の委員から成る専門委員会におきまして、6回の会議を開催して調査・検討を行ってまいりました。当委員会の開催の経緯につきましては、改定案の84ページにございますので、後ほどそちらを御参照いただければと思います。

専門委員会に当たりましては、宮崎県都市計画審議会からいただいた御意見を初め、地域作業部会や改定素案に対するパブリックコメントの御意見を踏まえた上で、それぞれの委員の専門的なお立場から審議を行い、幅広い視点に立った調査・検討が行えたものと考えております。

本日提示させていただきました改定案につきましては、先月、11月15日に開催いたしました専門委員会におきまして、パブリックコメント等の結果を反映した事務局案及びパブリックコメントの反映方法について審議を行いまして、最終の取りまとめを行ったものになります。

以上、簡単でございますが、都市計画に関する基本方針の改定案といたしまして、専門委員会から宮崎県都市計画審議会に御報告いたします。

詳細につきましては事務局から説明していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 嶋本委員、ありがとうございました。

それでは、基本方針の改定の内容について、専門委員会からいただいた御意見、パブリックコメントの御意見に対する県の考え方を踏まえた最終案について、事務局から御説明いたします。

前方のスクリーンをごらんください。

まずは、今年度のスケジュールについて御説明いたします。

基本方針につきましては、昨年度から検討を進めておりますが、7月に開催いたしました第134回都市計画審議会において、パブリックコメントを実施するための改定素案について御報告をさせていただき、10月3日から1カ月間、パブリックコメントの手続きを行い

ました。また、パブリックコメント実施中の10月11日から、6つの圏域ごとに、民間事業者の皆様にも御出席いただき、市町村や県出先機関で構成します地域作業部会を開催しました。地域作業部会につきましては、基本方針の改定素案について御説明させていただき、ワークショップ形式で長期的な都市づくりの基本方針に対する御意見をいただいております。それから、それらの結果を反映しました改定案について、11月15日の第6回専門委員会において御審議いただき、いただいた御意見等を受けて修正したものを本日報告させていただきます。

本日御報告させていただきます改定案につきましては、2月の定例県議会に議案として提出させていただく予定としております。

なお、都市計画区域マスタープランの改定については、基本方針について御意見を伺った後に、改めて説明させていただきます。

次に、「検討の経緯と組織」としてまとめておりますが、都市計画に関する基本方針の改定について、これまで御審議いただいた経緯等についてまとめております。

今回の改定案について御報告させていただく前に、パブリックコメントの結果について簡単に説明させていただきます。

15名の方から30件の御意見をいただいております。重複している趣旨の内容をまとめさせていただきます、総件数は27件としておりますが、その内訳としましては、御意見を踏まえ、当方針の記述の見直しを行ったものが13件、見直しが困難な御意見が14件ございました。見直しが困難な意見の内訳としましては、基本方針の記述に対する質問や記述に同意するという御意見が計9件、また、区域マスタープラン等、個別の計画等で検討する内容に関するものが2件あり、御意見を受けたものの、記述を現行のとおりとさせていただくものは3件となっております。御意見の要旨とそれに対する県の考え方については資料3にまとめておりますが、この後の基本方針改定案の概要説明とあわせて、主な御意見について説明いたします。

それでは、都市計画に関する基本方針（改定案）について、御説明させていただきます。

まずは全体構成になりますが、第1章は、基本方針の位置づけとしまして、改定の背景や目的等について取りまとめております。第2章は、宮崎県を取り巻く環境としまして、社会経済状況などについて取りまとめております。第3章は、現状と課題としまして、都市計画の項目ごとに現状とそれを踏まえた課題を取りまとめております。第4章は、宮崎県の目指す都市づくりとしまして、本県の目指す都市づくりの考え方、基本方向などを取

りまとめております。第5章は、都市計画に関する基本方針としまして、県全域の長期的な都市づくりや防災都市づくり等について取りまとめております。それぞれの章の内容について簡単に御説明いたします。

まず、第1章の内容ですが、基本方針の位置づけとしましては、上位計画である宮崎県総合計画を踏まえ、今後20年の本県の都市づくりに関する基本的な考え方をまとめたものであり、都市計画区域マスタープランは、その基本方針に基づいて検討を行うものになることを示しています。

なお、次に報告させていただきます都市計画区域マスタープランにつきましては、都市計画区域ごとに都市計画の目標や都市計画決定の方針等を定める法定計画であり、各市町のマスタープランや個別の都市計画につきましては、区域マスタープランに即して策定されます。

また、改定の背景としまして、東日本大震災や都市再生特別措置法の改定等について記載しています。今回の改定のポイントとしましては大きく2点ありまして、まず1点目は、東日本大震災を教訓として、災害に強い都市づくりを目指す必要性が高くなったこと、2点目は、人口減少・高齢化を背景に改正された都市再生特別措置法によりますコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を県の基本方針に盛り込むということ、以上2点が大きな背景になります。あわせて、平成20年に策定しましたまちづくり基本方針についても、今回の基本方針の改定に当たって包含する形で取りまとめております。

次に、第2章ですが、宮崎県を取り巻く環境として人口の動向や産業の状況などを示していますが、この図は宮崎県の推移と将来推計になります。

ここで、パブリックコメントの御意見を紹介させていただきます。

「27年の国勢調査結果については順次公表が進められているが、10月末に一部が公表されたことから、参考に記載してはどうか」という御意見をいただいております。反映できるものはグラフ等に反映しておりますが、人口等につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推定値と比較した形で基本方針に記述を追加しております。

次に、第3章の現状と課題についてであります。現状を示すものの一つとしまして、人口集中地区のこれまでの推移をまとめております。棒グラフの人口・面積は高度成長時代に大幅に増加しましたが、折れ線グラフの人口密度は減少しています。ただし、近年ではいずれも横ばいになっていることを示しております。人口集中地区の最新データもこの10月に公表されておりましたので、反映しております。

次に、人口動向が視覚的に見えるものとしまして、1キロメッシュの人口密度の図を示しております。この図は、人口密度が1ヘクタール当たり70人以上の場合は赤い色、以下、60人以上の場合はオレンジ色、50人以上の場合は黄色、40人以上の場合は緑色、10人未満の場合は青色としてまとめているものですが、左側の2010年のメッシュ人口密度の図と比較して、右側の2050年の将来推計の図を見ますと、全体的に赤やオレンジのエリアが少なくなっていることが予測されています。

このように、人口減少が現実化して何の手だてもなくこのまま進んだ場合、全体的に人口密度が低くなっていくことがわかると思います。

第3章では、このような都市計画に関する現状とそれを踏まえた課題につきまして、土地利用、都市施設、都市景観、自然環境、防災に関する内容について取りまとめているところです。

次に、第4章、宮崎県の目指す都市づくりにつきましては、改定前と基本的な方向性は変えておりませんが、「人口減少下でも」というキーワードを追加し、将来にわたり持続可能な都市づくりを目指すこととしております。

また、県の目指す都市づくりの実現に向けた基本方向につきましては、今回の改定において、人口減少下でも快適で災害に強い安全な都市を目指し、「安全で快適な都市の形成」として一部見直しております。

なお、前回の都市計画審議会での御意見を踏まえまして、3つの視点のうち、「地域が持っている資源」という部分を「地域資源」に見直しております。

最後の章になりますが、第5章につきましては、都市計画に関する基本方針を取りまとめています。そのうち、長期的な都市づくりの基本方針として、人口減少・高齢化に対応した都市づくりの方向性を示しています。イメージ図として示しておりますが、同心円の高さで色の濃淡で人口密度をあらわし、同心円の大きさでまちの大きさをあらわしています。このまま進んだときは、人口密度が低下し、公共交通の利便性の低下や都市施設の維持管理レベルの低下等のおそれがあります。

これらの課題に対応するため、望ましい都市の将来像に向けた方向性を示しております。望ましい都市の将来像に向けた基本方針としましては、大きく3つのポイントを示しております。方向性としては、国が示す方向性と同じように、コンパクト・プラス・ネットワークになりますが、専門委員会での「コンパクトという言葉がわかりにくい」という御意見等を踏まえ、「人のまとまり」というキーワードを設定しています。

まず、「核を中心として一定の人口が集積した活力ある地域の形成」として、「人のまとまりをつくる」としております。なお、核につきましては後ほど御説明させていただきます。

次に、「さまざまな災害に強い安全な都市の構築」としまして、「安全な人のまとまりをつくる」としております。

次に、「都市機能を相互に連携・補完する交通ネットワークの確保」としまして、「人のまとまりの核をつなぐ」としております。

この「人のまとまり」の表現につきましては、前回の都市計画審議会において御意見をいただいております、人の考え方が統一されている意味と人があるエリアに集まっている意味の2面的な意味があるという御意見を踏まえまして、本文の中で定義を明確に位置づけた上で、さらに、「人のまとまり」という表現と「まとまり」という表現が混在していたものを「人のまとまり」という表現に統一しております。

なお、「人のまとまり」の定義としましては、商業、医療等の都市機能を維持できる一定の人口が集積した地域として定義しています。

次のイメージ図は、「人のまとまり」の核を例示したものになります。「人のまとまり」を形成するためには、利便性が確保できるよう、生活に必要な都市機能を集約した人が集まる場所が必要だと考えておりまして、基本方針では核として提示していますが、「人のまとまり」の規模により、求められる都市機能は異なりますので、核を構成する都市機能を例示しております。

例えば、中心市街地など、大きな「人のまとまり」の核を構成する都市機能としましては、飲食店等も含む商業施設やIT企業等の業務施設、また、銀行等の金融機関、医療や福祉施設等の公共公益施設など、さまざまな都市機能を例示として示しております。

なお、右下の「人のまとまり」は住宅団地を示しておりますが、核を構成する都市機能としましてはスーパーや個人病院などが考えられます。右上の「人のまとまり」は、郊外の集落、既存集落などですが、こういった場合は個人商店や診療所などが考えられます。

次は、「人のまとまり」についていただいたパブリックコメントでの御意見です。御意見は、「健康を支え、生活の質を高める「歩いて暮らせるコンパクトシティ」の提案」です。また、追加する記述が同じ内容の御意見をあわせて紹介しますと、「人の普段暮らしがある「人のまとまり」に、街路樹の連鎖した緑化等を追加できないか」という御意見です。

これらの御意見への対応としまして、居住を主とする「人のまとまり」においても、歩いて暮らせるまちづくりを目指すことを追記しました。具体的な内容としましては、高齢者など多くの住民の利用に配慮し、都市機能の適正配置、安全な歩行空間の確保、沿道の緑化等、潤いのある都市景観の形成などについて、記述を追加したところです。

次は、前回の都市計画審議会でもいただいた御意見を踏まえて記述を修正した内容です。市街化調整区域に対する御意見ですが、「国のコンパクトとネットワークという方針は、地域は地域として残し、地域の物流が確保できるネットワークで結んでいくことを示したものであるが、市街化調整区域でもコンパクトにしていくとか、そんなイメージをもうちょっと出したほうが良いと思う」という御意見です。

前回報告させていただきました改定素案の記述につきましては、市街化調整区域や都市計画区域外等に関する基本方針において、「小さな拠点づくりの制度を、可能な範囲で活用すること」と示していましたが、御意見を踏まえまして、「「小さな拠点」の形成を初めとした集落のネットワーク化を促進」として修正しています。

次は、パブリックコメントの御意見ですが、「持続可能な公共交通網を形成するため、公共交通を担う事業者も含め、かつ中山間地域を含む県全域での公共交通の確保を図ってほしい」という御意見です。

県の考え方ですが、現状として、県全域での公共交通の維持につきましては、「宮崎県交通・物流ネットワーク戦略」を策定し、外部有識者や民間事業者等との情報共有を密にして、民間と行政が一体となった取り組みを推進しています。これを受け、基本方針の記述につきましては、地域の公共交通に関する計画策定などにおいて、交通事業者、国、市町村と一体となって取り組んでいくことを追記しております。

なお、地域公共交通網の形成に関しましては、前回の審議会においても御意見をいただいておりますので、修正前の記述につきましては、パブリックコメント前に追加したものととなります。

次は、長期的な都市づくりに関する基本方針のうち、「安全な「人のまとまり」をつくる」について御説明いたします。

津波災害への対策を例示したイメージ図になりますが、短期的には、ハザードマップの策定・周知や自主防災組織の活性化などを進め、県民防災力を高めていくこととし、短期中期的には、避難ビルの指定や避難タワーの整備、堤防工事等、ハード整備を進めていくこととしています。また、将来的には、避難施設の周辺等、安全な地域への誘導を検討し

ていくこととしており、さまざまな機会を通じて関係市町との意見交換を行い、土地利用規制の見直しや重要な都市機能の移転など、市町の特性等に応じた手法を検討する必要があると考えております。

これまで説明させていただいた内容は、長期的な都市づくりに関する基本方針の内容について説明させていただいたところですが、次は、新たに追加させていただいた項目の一つであります防災都市づくりに関する基本方針についての説明をさせていただきます。

その内容につきましては、(1) 災害全般、(2) 地震・津波災害、(3) 豪雨災害・土砂災害、(4) 火山災害に関するものと、内容ごとに4つにまとめさせていただいております。このうち、災害全般に関連する共通事項の内容ですが、ハード・ソフト対策を組み合わせた災害に強いまちづくりを進めていくこと、県民防災力の向上、災害発生の際のライフラインの確保、後方支援拠点機能の確保など、災害全般に関連する内容をまとめさせていただいております。

次に、パブリックコメントの御意見を御紹介させていただきます。「日豊本線が被災した場合、吉都線の緊急輸送鉄道としての役割を加えるなど、鉄道利用ネットワークの形成にすることが不足しているのではないか」という御意見です。対する県の考え方になりますが、災害発生時の交通・物流につきましては、鉄道だけではなく、道路、港湾、空港など、相互が連携し、災害に備えた交通ネットワークの確保が必要だと考えておりますが、今回の御意見を踏まえまして、施設ごとの機能強化だけではなく、影響の大きい行政機能や交通・物流手段等につきましては、代替性・冗長性の確保等に努めることを追記しております。

次に、各災害の記述のうち、地震・津波災害に関する内容について説明させていただきます。

まず、地震・津波災害に対する基本的な考え方としまして、地震による大きな揺れから建物被害、人的被害を軽減するため、建築物の耐震化等を進め、その後の最大クラスの津波に対しては、県民の生命を守ることを最優先に、円滑かつ迅速な避難を確保することとしております。

基本方針としましては、避難施設・避難経路の確保、防災拠点となる都市公園等の整備促進、海岸保全施設の整備推進等について記載するとともに、社会的合意等を踏まえ、長期的な課題として土地利用を検討していくこととしております。

最後に、前回の都市計画審議会での御意見ですが、「文末に、「検討すべきと考えます」

「誘導すべきであると考えます」と丁寧に書いてあるが、こういう書き方でよいのか」という御意見がございましたので、全体的に文末を見直した上で改定素案を作成いたしました。

そのほか、ワークショップ形式で開催いたしました地域作業部会においてもさまざまな御意見をいただき、基本方針に一部反映させていただいております。

最後に、基本方針改定版の冊子について御説明します。資料2の冊子の表紙を御覧ください。前回の都市計画審議会の御意見等を受けて改定素案に反映した部分につきましては、記述に黒のアンダーラインを引いております。改定素案を作成後、パブリックコメントなどの御意見を踏まえて見直しを行った部分につきましては、赤のアンダーラインを引いております。

報告は以上でございます。

○**出口会長** ありがとうございます。特にパブリックコメントとこの委員会での意見に対応すべく改定していただいております。いずれの場所からでも結構だと思います。皆さんの御質問、御意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。私もコメントした「まとまり」のところで言葉を統一していただいているので、かなり理解しやすくなったと思います。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

もしよろしければ、資料2の内容も修正した赤字のところ結構多いので、一旦ここでは保留していただいて、次の都市計画区域マスタープランにかかわるところで最後に質疑応答の時間をとりたいと思います。そういう進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** では、一旦事務局のほうに戻しますが、いかがでしょうか。10分の休みをとりますか。それとも、そのまま次に入って。事務局のほうで判断をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○**事務局** 一旦休みをとらせていただきたいと思います。

それでは、今から10分ということですので、10時45分から再開ということではいかがでしょうか。

○**出口会長** では、10時45分から次に進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

午前10時32分休憩

午前10時45分再開

○**出口会長** 再開させていただきたいと思います。

事務局、よろしくお願いいたします。

○**事務局** それでは、報告事項の2つ目としまして、「都市計画区域マスタープランの改定について」、御説明いたします。

ただいま改定作業中ではありますが、現在までの改定内容について御説明いたします。説明が終わりましたら質疑応答となります。よろしくお願いいたします。

前方のスクリーンをごらんください。

本日は、都市計画区域の現状、圏域の設定、圏域ごとの都市づくりの基本方向の3点を御説明いたします。説明に先立ちまして、都市計画区域マスタープラン、以下の説明では区域マスと申しますが、その概要を御説明いたします。

先ほど基本方針で御説明しましたとおり、区域マスは基本方針に基づいて検討し、この区域マスに基づいて市町マスタープランや個別の都市計画が定められております。基本方針の改定を受けて、区域マスは、この後、改定作業を進め、来年度末に都市計画決定したいと考えております。

区域マスがどのようなものかイメージするために、お手元のドッチファイル「宮崎県都市計画審議会」にとじております「宮崎広域都市計画区域」の区域マスで概要を御説明いたします。説明するページの右側に黄色い附箋を張っておりますので、順にお開きください。

まず、1ページ目の第1章は、基本的事項として、本県の目指す都市づくりや圏域の設定など、県全体として共通する基本的な事項を定めております。

次の附箋、6ページの第2章は、都市計画の目標として、都市づくりの基本方向や地域ごとの市街地像など、将来どのような都市を目指すかということに記載しております。

次に、10ページの第3章は、区域区分の決定の有無及び定める際の方針として、線引き制度を適用するかしないか、適用する場合は市街化区域の規模等を定めております。

次の12ページの第4章は、主要な都市計画の決定方針を定めており、土地利用や都市施設などの方針をそれぞれ定めております。

ここで、次の附箋、26ページをごらんさせていただきたいと思います。例えば、交通施設は優先的に整備を予定する路線名を記載するなど、具体的な都市計画の決定方針を定めております。

第1章の圏域の設定と第2章の都市づくりの基本方向が本日御説明する内容でありまし

て、第2章第2節の地域ごとの市街地像以降は、次回以降に御説明したいと考えております。

前方のスクリーンをごらんください。今後の流れとしましては、本日いただきました御意見を踏まえ素案を作成し、庁内連絡会議や地域作業部会の意見照会や専門委員会の調査を経て、素案を3月の審議会に報告したいと考えております。その後、国との協議やパブリックコメント、法定手続を経て、当審議会に諮問し、平成29年度末に都市計画決定をしたいと考えております。

区域マスタープランについては当審議会の決定事項となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の説明内容の1点目、都市計画区域の現状について御説明いたします。圏域ごとの現状や特徴を把握するという観点から、人口や土地利用など、特徴的な部分を抜粋して御説明いたします。

各区域の現状は、資料5に参考資料として添付しておりますので、後ほどごらんください。

まず、各市町の人口推移ですが、平成27年の国勢調査結果によると、宮崎市と三股町は増加していますが、そのほかの市町はいずれも減少しております。また、平成52年の将来推計人口は全ての市町で減少となっております。

こちらは、都市計画法が施行された昭和45年と平成27年の人口を比較したものです。平成27年の昭和45年に対する割合を人口の増減率として左側の表にまとめております。また、この表を地図上に表現したものが右側の図であります。右下の凡例のとおり、下側の青いほうが増加で、上側の赤いほうに行くにつれて大きく減少しております。表の青く着色している市町は、昭和45年より平成27年の人口が多くなっている市町であり、これは右の図の赤点線で囲った都市となります。大都市とその周辺での人口が増加していることがわかります。表の一番右側には人口のピークであった年を記入しておりますが、多くの市町はピークが昭和30年ごろとなっております。高千穂町や串間市など、大きく人口が減少している市町も見受けられます。

線引きされていない都市計画区域では、用途地域の外側の人口が多い市町も見受けられます。用途地域の外側は、既存集落を除き、基本的に市街地の拡大を抑制することとしておりますが、小林市は用途地域の外側の人口が多く、綾町、えびの市、高原町、旧南郷町、西都市、新富町は、用途地域の外側の人口が半数近くとなっております。また、県全体で

は人口の82%が都市計画区域の内側に住んでいますが、高千穂町、旧高崎町、高原町、新富町、川南町は、都市計画区域の外側の人口が多くなっております。

次に、D I D地区（人口集中地区）の変遷であります。宮崎市のみ増加しておりますが、その他の市町は横ばいとなっております。一般的に、市街地拡大の圧力が高い都市が線引きをしていますが、このグラフにない国富町はD I D地区がなく、門川町は線引きされていない都市よりもD I D地区が少なく、線引き都市の中で市街地拡大の圧力が小さいまちとなっております。

以上から人口の状況をまとめますと、宮崎市や三股町は人口の増加が見られますが、ほかはいずれも減少傾向となっております。また、将来推計人口は全ての市町で減少傾向となっております。宮崎市、都城市など、大都市とその周辺は都市計画法施行時より現在の人口が多くなっております。一方で、高千穂町、えびの市などは、人口の減少が大きい状況となっております。非線引き都市では、都市計画区域の外側や用途地域の外側に多くの人が居住している市町もあります。D I D地区の面積は、宮崎市を除き、横ばいの傾向となっております。国富町や門川町は線引き都市の中にありますが、市街地拡大の圧力が小さい状況が続いております。

以上から、今後は人口増加が見込みにくい状況と考えられます。

次に、土地利用の状況について御説明いたします。

最初に、開発許可の状況であります。左側のグラフは開発許可の件数の推移を、右側のグラフは開発許可の面積の推移をあらわしたものです。件数、面積ともに、おおむね減少傾向となっております。

次に、農地転用の状況であります。このグラフは、県全体の農地転用の件数と面積の推移をあらわしております。件数、面積ともに、おおむね減少傾向となっております。

先ほどの農地転用の面積と件数の推移を線引き都市と線引きをしていない都市に分けて、線引き都市の市街化区域の内と外の推移をあらわしたものが左側のグラフで、線引きをしていない都市の用途地域の内と外の推移をあらわしたものが右のグラフであります。いずれもおおむね減少傾向となっておりますが、右側のグラフのとおり、線引きをしていない都市の用途地域の外側の農地転用が多い状況となっております。

以上から土地利用の状況をまとめますと、開発許可では、件数、面積とも、近年は減少傾向となっております。また、農地転用では、県全体は件数、面積ともに減少傾向となっておりますが、非線引き都市計画区域の用途地域の外側の農地転用が多い状況となっております。

ます。一方で、半分以下に減少している市町も少なくない状況が見られます。

以上から、開発行為や農地転用といった開発圧力は沈静化しておりますが、一部の用途地域外、市街化調整区域の農地転用が多い状況も見られるところです。

次に、商業について御説明いたします。

この折れ線グラフは商業販売額の推移をあらわしております。平成3年をピークとして、その後は減少傾向となっております。

このグラフは、市町ごとの商業販売額の推移をあらわしております。市町によって大きく差がありますので、グラフを見やすいように、商業販売額の多い順に左から3つのグループに分けております。おおむね減少傾向となっております。

この表は、市町ごとの大規模商業施設の立地件数をあらわしたものです。商業地域の郊外化の傾向を見るために、市街化調整区域や用途地域外の立地件数とその割合を記載しております。商業施設は大きい都市を中心として立地していますが、表中の黄色く着色している高千穂町や小林市、えびの市、西都市では、用途地域の外側の件数が多くなっております。

次に、建築の着工状況について御説明いたします。

この折れ線グラフは住宅の着工戸数の推移をあらわしたものです。年度ごとにばらつきはありますが、減少傾向となっております。線引きされていない都市計画区域では、用途地域の外側の新築件数が多い市町も見られます。綾町、小林市、西都市は、用途地域の外側の新築件数が多く、都城市、旧南郷町は、用途地域の内と外の新築件数が同程度となっております。これらの市町は郊外化が進行した状況が見られます。

これは、小林都市計画区域の大規模商業施設の立地と建築の状況を地図に落とし込んだものであります。大規模商業施設が赤丸、建築は緑のドット、用途地域境を赤線で示しています。小林市では、大規模商業施設16のうち8施設が用途地域外にあり、建築も用途地域外に多い状況となっております。宮崎市寄りの幹線道路沿い、青い線に沿って市街地が広がっています。

以上から商業と建築の状況をまとめますと、商業では、商業販売額は減少傾向となっております。大規模商業施設の立地では、西都市、小林市、えびの市、高千穂町は、用途地域外の大規模商業施設の立地が多い状況となっております。また、建築は、住宅の着工件数は減少傾向ですが、非線引き都市計画区域では用途地域の外側の新築件数が多い状況が見られます。

以上から、商業の土地利用圧力や建築は沈静化の傾向ですが、一部では店舗・建築の郊外化が見られるところであります。

続いて、公共交通の状況について御説明いたします。

公共交通については、バス停からおよそ300メートルの範囲を公共交通の利用可能なエリアとして、そのカバーする範囲を確認しております。それぞれの圏域の状況は資料5の参考資料に添付しておりますので、後ほどごらんください。

このエリアを地図に落とし込んだものがこちらのスライドです。緑の点がバス停で、その周りの円が300メートルの範囲となります。これはえびの市ですが、赤線の用途地域内でもエリアは幹線道路沿いに限定され、多くの範囲が公共交通の空白地帯となっております。また、用途地域外でも同様に幹線道路沿いに限定されています。

この表は、市町ごとに公共交通の利用可能なエリアをまとめたものです。市街化区域、用途地域内は、一部を除き、面的にはおおむねカバーしています。一方、市街化調整区域や用途地域外は限定的であり、面的にもカバーしていない状況が見られます。加えて、表の右側の2列の黄色く着色している市町では、都市計画区域や市街化区域の内側の人口が少なく、公共交通が面的に充足する範囲内に住む人が少ないため、さらにカバーし切れていないと考えられます。

なお、公共交通は運行本数が少ない路線も多いため、面的にはカバーしていても、充足するとは言えないエリアも多くあると考えられます。

最後に、その他施設の状況を御説明いたします。

人が多く集まる医療機関や福祉施設の立地状況を市町ごとにあらわしたものがこの表です。高次の医療機関から一般病棟まで、大きい都市に集中しております。福祉施設も医療機関と同様に大きい都市に集中しております。

以上から、公共交通とその他施設の状況をまとめますと、公共交通では、市街化区域、用途地域内は、面的にはおおむね充足しているものの、市街化調整区域内や用途地域外は、幹線道路沿いなどに限定されている市町が多い状況となっており、面的にも充足しておりません。さらに、面的に充足している市町でも、市街化区域や用途地域の内側の人口が少ない市町は、公共交通がカバーしているエリアが限定的になり、質的にも充実していませんので、公共交通が充足しているとは言にくい状況と考えられます。その他施設では、都市機能は規模の大きい都市に集中しており、都市機能の都市間連携が重要と考えられます。

続きまして、圏域の設定について御説明いたします。

圏域設定の前提として、基本方針では、本県の目指す都市づくりの実現に向けて、こちらの4つの基本方向を位置づけております。

この方向性を受けまして、本県が目指す都市構造としては、四角の2つ目になりますが、宮崎市、都城市、延岡市の3つの拠点都市を中心として、周辺都市と連携しながら広域都市圏の形成を目指す必要があります。

一方で、広域拠点や隣県の都市との間に分散している小規模な都市計画区域は、それぞれのエリアで社会・経済、地勢的にまとまりを形成しておりますが、これらはふるさと地域として、都市と田園地域等との共存・共生するまちづくりを推進する必要があります。

なお、生活圏は市町村の範囲を超えて広がっており、都市は周辺都市と相互に機能を補完し、産業や観光など、さまざまな面で連携することが求められております。

このような本県が目指す将来都市構造の実現に向けて都市計画を運用していく必要がありますが、広域都市圏は、都市のつながりや人の移動が重複し、その境界は曖昧な状況となっております。そのため、都市計画を運用する枠組みとして、境界を明確化した日常生活などで一体性のある広域的な地域を圏域と捉え、6つの圏域を設定しております。

こちらは圏域と都市計画区域を示した図であります。

最後に、圏域ごとの都市づくりの基本方向について御説明いたします。

今回、旧基本方針に位置づけていました都市づくりの基本方向について、ワークショップの意見等を踏まえ、見直しを行っております。ワークショップは、従来から設置していた市町等で構成する地域作業部会に、より幅広い意見をいただくために、建築士会や建設業協会、商工団体等の地域の方を加え、2月と10月の2回開催いたしました。

第1回は、各圏域の魅力・資源、課題、解決策の提案について御意見をいただき、第2回では、長期的な都市づくりの基本方針に対する課題や、都市において重要と考えられること、都市づくりの基本方向に対する意見をいただいております。この意見を踏まえ、基本方向をこのようなフローで見直しております。

圏域の現況と2月のワークショップ意見から、旧基本方針に定める基本方向に係る課題を検証し、そこにはない課題を抽出しました。これに10月のワークショップ意見を加え、都市づくりの基本方向を見直しております。

以上をまとめたものが資料6となります。お手元の資料6をごらんください。内容の具体的な説明は省略いたしますが、資料6の構成を御説明いたします。

左から順に、現況や2月のワークショップ意見、旧基本方針の課題を記載し、これから導かれる新たな課題を④に記載しております。これと10月のワークショップ意見を踏まえ、見直し案を記載しております。

なお、圏域ごとに3つずつ定めている基本方向は、本県の都市づくり方向性を実現するために位置づけられております「重点的な対応」に沿って見直しすることとしております。今回は、この後に御説明する見直しの要点の方向性で見直しを行いたいと考えており、本日いただいた御意見を踏まえ、見直し案を検討し、次回の審議会に素案としてお示ししたいと考えております。

それでは、まず、圏域における都市づくりの基本方向がどのようなものかイメージするため、お手元のドッチファイル「宮崎県都市計画審議会」にとじております「都市計画に関する基本方針」で概要を御説明いたします。上側に青い附箋を貼っております60ページをお開きください。中部圏域で御説明いたします。

今回、区域マスを区域ごとにまとめることに伴いまして、改定前の基本方針の「5-2 圏域別の基本方針」は区域マスに移行することといたしております。都市づくりの基本方向は、圏域の課題を受けまして、3つずつ定めております。

1枚めくっていただき、62ページをごらんください。こちらが中部圏域の基本方向であります。

1つ目の「宮崎市を中心とした、県全体の連携の要となる、県央の広域都市圏の形成」では、宮崎市を中心とした都市機能の集積、広域連携、圏域内の連携が位置づけられております。

次に、「自然や田園と共生した、秩序ある高質な集約的市街地の形成」では、計画的で秩序ある高質な集約的市街地の形成が位置づけられております。

最後に、「多様な自然、歴史、田園環境の圏域としての一体的保全」では、自然、歴史、田園環境の保全や、これらの住民のレクリエーションの場、憩いの場としての活用が位置づけられております。

それでは、見直し案の要点について御説明いたします。前方のスクリーンをごらんください。こちらは中部圏域の見直し案となります。

区分1の「県全体の一体的発展を支える都市機能の充実と連携強化」では、「引き続き高次都市機能の集積が必要」という従来の課題を継承しつつ、新たな課題として、雇用の場の創出や地域の魅力の活性化、交通ネットワークの向上などの意見を踏まえまして、圏

域内の各都市の連携、都市機能の連携・補完、雇用の場の創出、観光・産業の拠点とネットワーク構築といった表現を追加し、地域の魅力を具体的に記載することとしております。

区分2の「安全で快適な生活を送るための都市づくり」では、「秩序ある市街地の形成に向けた対応が必要」という課題を継承しつつ、中心市街地の空洞化、医療・福祉の充実、老朽インフラ対策、既存集落の維持、災害に強いまちづくりなどの意見を踏まえまして、「秩序ある高質な集約的市街地」を「安全で快適な生活を送るための都市」に修正するとともに、既存ストックや低・未利用地の活用、地域間の交通アクセスの向上、既存集落の維持、災害に強い都市づくりといった表現を追加することとしております。

最後に、「宮崎県の財産である豊かな自然環境や景観の保全」では、「自然的環境の保全と市街地との調和に向けた取り組みが必要」という課題を継承しつつ、地域の豊かな資源の活用、豊かな自然の保全・活用・創造、交流の場の形成などの意見を踏まえまして、「多様な自然、歴史、田園環境の圏域としての一体的保全」を「保全・活用・創造」に、「自然、歴史、田園環境を、住民のレクリエーションの場、憩いの場として活用」を「交流人口拡大の場として活用」に修正しております。また、綾の照葉樹林や日南海岸など、地域の特色あるキーワードを追加することとしております。

この表は、その他の圏域の見直し要点を重点的対応の区分ごとに整理したものであります。表の左側から、旧基本方向の課題、各圏域共通の課題、圏域特有の課題、見直し案の要点を圏域ごとに記載しております。

なお、中部圏域と同様の見直し内容については省略しております。

まず、東臼杵・西臼杵圏域では、九州中央道、細島港などの課題を受けて、高速交通網や細島港の整備促進を追加しております。

北諸県圏域では、物流ネットワークの形成や沿岸部のバックアップ拠点などの課題を受けて、交通・物流ネットワークを形成、都市機能の再活性化や更新、沿岸部の後方支援拠点、支援拠点と受援地をつなぐ広域ネットワークの形成を追加しております。

西諸県圏域では、隣県に近いことやインターチェンジ活性化などの課題を受けて、立地特性や各都市に配置されているインターチェンジを生かした地域資源の活用を追加しております。

南那珂圏域は、圏域の特性を受けて、日南海岸等の美しい自然や多彩な歴史的資源、プロスポーツのキャンプ地など、本県を代表する観光リゾート地の地域資源の活用を追加しております。

児湯圏域も同様に、圏域の特性を受けて表現を見直しております。

区分2では、圏域特有の課題を受けて、それぞれ見直しを行っております。

東臼杵・西臼杵では安全で魅力ある町並みの形成を、北諸県圏域では用途の適正配置や火山災害を、西諸県圏域では火山災害を追加しております。

区分3では、地域の特色あるキーワードをそれぞれ追加しております。

説明は以上であります。

○**出口会長** ありがとうございます。

区域マスタープランの改定の要点について、これまでの経緯と、これからの作業に至る中間の現在の案を説明していただきました。前の基本方針を圏域ごとに実現するためのより詳しい記述になっているかと思えます。皆さんの忌憚のない御意見をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○**A委員** マスタープランの改定の圏域の話で、3つの圏域だとお聞きしたんですが、これはずっと変わらないんですか。例えば資料4の28～30ページのところ。

○**出口会長** ちょっと図面を見せていただけますか。

○**事務局** まず、区域マスタープラン策定の圏域としては、6圏域で策定を考えております。こちらの絵にある広域の圏域というのは、宮崎市及び都城市、延岡市を中心とした広域の圏域を図示したものでございまして、マスタープラン策定の圏域としては6圏域で考えております。

○**出口会長** 図面の31ページを見せていただいて、具体的にポインターか何かで示していただくと間違いがないと思えます。

○**事務局** こちらが6つの圏域を示したものになります。東臼杵・西臼杵圏域、児湯圏域、西諸県圏域、中部圏域、北諸県圏域、南那珂圏域、この6つの圏域を設定して、今回、圏域マスタープランという形の整理を行っております。

○**A委員** 広域というものと今の6つの圏域はどんなイメージで分けているわけですか。なぜ分けなきゃならないのかという質問のほうがいいかもわかりません。特に広域の3つは、どういうわけで広域にしなきゃならないのか。

○**出口会長** 今度は30ページのほうがわかりやすいかもしれません。

○**事務局** 広域都市圏で整理した理由としては、本県の中心的な都市としての宮崎市、都城市、延岡市、これら3つの都市圏を中心に、県全体を大きく3つの圏域に分けて検討したと。そういう圏域分けを設定したということになります。3大都市圏を中心に、3つの

圏域に広域都市圏という形でまずは分けていると。

○A委員 任意的にやったのか、あるいは、先ほどからのいろいろなデータも含め、今後の人口も含めて、3つぐらいの広域にしたほうがある程度妥当だということなのか。何が言いたいかという、日南とかその辺も重要港湾としてあるわけですから、そういう意味では4つぐらいにしてもいいのかなという気もしています。こうしたというのはイメージとしてはよくわかりますが。

○事務局 あくまでも現在の本県の3大都市圏というくくりで、イメージとして3大都市圏で区分けをしておりますが、実際の区域としては6圏域に分けておりますので、実情としては、A委員がおっしゃるとおり、当然、6つの圏域それぞれで策定していくことになります。お答えになっていないかもしれませんが。

○B委員 東臼杵と西臼杵はなぜ分けなかったんですか。人の行き来というかその流れの違いがあると思うんです。東臼杵と西臼杵は分けてもよかったと。延岡・西臼杵と日向・東臼杵というのは。その辺、何か理由があるのでしょうか。

○事務局 延岡、日向については、新産業都市ということで一つの圏域として扱わせていただいていることが一点、それから、都市計画区域として高千穂がございませけれども、ここは圏域として少し飛んだところに1カ所だけ設けている状況でございませ。高千穂自体は延岡・日向圏域と密接に連携していることから、東臼杵・西臼杵圏域という一つの圏域として捉えさせていただいております。

○B委員 将来的にはそうなるものだと、延岡、日向というのは一体的になるものだと思います。しかし、現状はそういう状況ではないわけです。文化が違うんです。分けるのであれば、人口規模も面積も相当ありますから、都市計画区域が飛んでいるからというよりも、もうちょっとできると思うんです。というのは、この地域だけでも森林面積が87%ぐらいあります。これは分けて考えなければいけない部分も出てくるのかなと思うので、できれば検討をお願いしたいということです。

○事務局 今いただきました御意見につきましては、今回、一つの圏域ということで扱わせていただいておりますが、実際は、圏域ごとのマスタープランの中で、それぞれの圏域の特色を生かした形で記載していくことになると考えておりますので、今後、地域作業部会等でも検討を行っていきますが、その際に、各地区ごとの特色が生かせるような区域マスタープランの策定に配慮していきたいと思っております。

○出口会長 ほかにございませんでしょうか。

○C委員 圏域の分け方について、できればというお願いなんですけれども、通勤で人が動いているデータといいたいでしょうか、交流人口のデータを添えていただければ、実際にどのエリアから3つの都市に人が集まってきて、また夜は家に帰ってというような動きが見えるかと思うので、そういったデータを添えていただければ、その3つが県の中でも特に大きな圏域としてくくられたことがわかりやすくなるのではないかと思いますので、そういった整理をされてはどうかと思います。

○出口会長 ありがとうございます。国勢調査みたいな通勤圏とか、住民基本調査の移動とか、それから、A委員のほうからありました広域のところも、交通ネットワークとか将来の幹線道路とか、いろいろなことが連携するのではないかと思いますので、概念的にそれを裏づけるデータを少し加えて検討いただければと思います。いかがでしょうか。

○事務局 いただいた御意見につきましては、検討させていただきまして、データとして整理させていただいて御提示できればと考えております。

○森山県土整備部次長 都市計画担当次長をしております森山でございます。非常に貴重な御意見をありがとうございました。

現在、6つの圏域に分けていますのは、振興局が中心になって6つの圏域でそれぞれ地方の取りまとめ等を行っております、それを参考に6つにまとめたところでございます。今、C委員から御指摘がありました交流人口等、非常に大事な面もありますので、そこも加味しながら検討させていただきたいと思っております。

先ほどA委員からありました広域都市圏の話ですけれども、少しわかりにくいところがありますが、現在、宮崎市と国富町で一つの広域都市圏という都市計画区域をつくってまして、それを中心にして、また周囲の町にも影響しているということで、広域というのは、広いという意味よりも、市町村が一緒になって一つの都市圏を形成しているところを示しているということでございます。延岡も、延岡、日向、門川を一つの都市圏として都市計画区域を設定しておりますので、これを一つの広域都市圏と言っております。

ですから、本県では、北のほうから言いますと、日向延岡新産業都市、これは日向市、延岡市、門川町が一つの都市計画区域になっている。宮崎広域都市圏は、現在では宮崎市と国富町が一つの都市計画区域を設定している。この2つの広域都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の区分制度を採用しております。都城は、都城市と三股町で一つの都市計画区域を設定しております、都城広域都市計画区域と言っております。都城のほうは線引き制度は昭和63年に廃止しましたので、現在は一般の都市計画になっております

けれども、こういった形で、複数の市町村が一つの都市計画区域になっているところを広域都市計画区域と表現しております。そういったところが一つの核となって、周辺の市町村にも交流なり産業なりで影響するというところで、広域都市圏というふうに表現しております。先ほどの圏域と共通するところはもちろんございますけれども、広域とはそういった意味だということで御理解いただければと思います。そこの整理の仕方については、貴重な意見をいただいておりますので、また検討させていただきたいと思います。

○**出口会長** ありがとうございます。

先ほどの委員の皆さんの御意見を受けて、また次回、検討を深くしていただければと思います。

○**D委員** 質問なんですけれども、8ページで人口の増減の説明をいただきましたが、三股町と宮崎市の人口はなぜ増えたかということと、こういう理由でというものがあれば補足で書き加えていただくと、なぜ増えたのかという理由から、課題、実施というふうに先に進めやすいのではないかという気がしました。このページにあらずとも、こうなっているという現状はわかりますが、一言、こういった理由でというものがあるとイメージしやすいのかなと。

○**事務局** 貴重な御意見だと思います。今、正確なお答えはできませんけれども、例えば三股町でありますと、都城市と隣接しているということで、ベッドタウンという位置づけで人口が増えてきているのかなという予想はございますが、こちらについても、御意見を踏まえてもう少しわかりやすく整理しようと思います。

○**出口会長** 先ほど次長さんからお話がありました、昭和63年に市街化調整区域を外したこととの関連も重要なポイントだと思いますので、三股町については検討していただければと思います。宮崎市のほうは、県都でサービス等いろいろなことがありますから、その辺の増加は趨勢だと思いますが、三股町等は特異な事情があるかもしれません。

ほかにございませんか。

○**C委員** 人口の関係でデータの追加ということですがけれども、人口と一くくりに言っても、全体で見ますとわからない部分があるので、例えば15歳から64歳までの人口でどうなのかと。都城とか宮崎で雇用が維持されているのか、それとも山間部では生産労働人口が減っているのか、そういうことがとても見えにくいので、三股町の増えた部分が雇用者だということであれば、そういったデータをきちんとつけていただければいいのではないかと思います。

○**出口会長** ありがとうございます。参考にデータの整理をお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

○**C委員** 私ばかりで恐縮なのですが、2点あります。

1点目は、資料4の16ページに商業販売額の推移というグラフがついています。下の横軸を見ると、平成19年から平成26年にジャンプしていて、横軸の長さが大分違うんです。誤解のないようなグラフにさせていただいたほうがいいのではないかとということと、17ページだけがなぜか19年でデータがとまっている。ほかのものが多くは20何年までである中で、ここだけ違和感を感じるどころです。

2点目は、マスタープランと基本方針、両方に絡むのかもしれませんが、各都市圏の外側といったときに、県内だけではなくて、当然、大分、熊本、鹿児島があると思いますけれども、そことの連携についてどれだけ書かれているのか。

資料6の中で、一部ワークショップの中でそういう意見が出て、多少書き込まれているところはあると思いますが、全体の中で県の外側との連携をどうされるのか。一つは、医療や金融といった面で連携するといったときに、県の中だけで閉じて考えるのか、外も含めて考えるのか。防災についても、支援するといったときに、県の中だけで完結するわけではないと思いますし、多様な自然というところでも、世界農業遺産の話もあったかと思いますが、当然、他県との連携といった面も出てくるかと思いますが、各圏域で県外とどう連携するのか、どう考えていくのか。細かいことは書けないと思いますが、方針レベルでは書けるのではないかとということと、基本方針のほうにもそういった文言があるのかなということで、以上、2点です。1点目はデータの話、2点目は県外との連携というところでの文言について意見です。

○**出口会長** ありがとうございます。事務局、よろしく願いいたします。

○**事務局** まず、16ページのデータは、経済産業省の統計データを使っておりますが、データの調査時期が一定ではなく、飛び飛びのデータで整理されているということで、横軸自体は周期が一定になっていないところですが、今現在提示されているデータをそのまま表示しております。表のほうのスケールについては、わかりやすい形で整理しようと思います。

17ページについては、市町ごとに分けたデータが19年までしかなかったということで記載ができておりません。

他県との連携については、大きな書き方になりますが、資料2の38ページに、基本方向

2、広域ふるさと交流圏の形成～地域間及び県境を越えた交流・連携の強化ということで明示しております。また、41ページの広域拠点と書いてあるところの3つ目のポツで、都城を例にとりますと、「周辺地域や熊本県、鹿児島県などの拠点都市とのネットワーク」という形で、他県との交流についても基本方針に反映させていただいております。

もう一つ、ワークショップで各県との連携についての意見が多少出ているようであるがというお話ですが、こちらについては、各圏域ごとに隣接する県との関わりが異なります。例えば小林では、鹿児島県や熊本県と隣接しておりまして、ワークショップの意見としても、西諸県圏域はそういうところとつながるインターチェンジを有している。そういうところを特色として生かしていきたいという意見も出ておりますので、反映させるようにしたいと考えております。

○出口会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに。

○A委員 広域にこだわって申しわけないのですが、森山次長のほうから説明があったので広域のイメージはわかりました。本質的な話というよりも、わかりやすさという意味で、資料2の37ページ、広域の3つの圏のところ矢印が、外に向かうもの、大分に向かうもの、熊本に向かうもの、いろいろ書いてあります。これは高速道路のイメージだと思うんです。ですから、わかりやすさで言えば、高速道路を書いちゃえというふうに思います。そうすると、さっきの県外との連携も含めて、わかりやすくするという意味では、矢印のところは、今後の高速道路も含めてですが、そういうイメージで書いてありますので、入れておいたほうがいいのではないかという気がしました。

○出口会長 ありがとうございます。

関連するかもしれませんが、スライドの37を出していただけますか。ここだけではないんですが、都市計画に関する基本方針で、人のまとまりとネットワーク化ということで、キーワードは「ネットワーク化」になると思うんです。基本方針についてはそれを具体的に書かなくてもいいと思うんですが、区域マスタープランになると、例えば、赤の4つ目の丸ポツの「観光・産業の拠点とそれらをつなぐネットワークの構築」、言葉では「ネットワーク」と出ているんですが、それは具体的に何が含まれるのか。道路なのか、鉄道なのか、バスなのか、鉄道とバスの組み合わせなのか、バスとコミュニティバスの連結なのか、物理的な道路なのか、それとも交通のシステムなのか。ネットワーク化については、基本方針はその言葉でいいと思うんですが、具体的な区域マスのところに入ったら、もう

少し詰めて、何なのか、どういう方法があるのかというのを、先ほどの事例とかシステムとか物理的な道路とか、先ほどA委員がおっしゃった道路とか鉄道とか、もっと具体的にブレークダウンしないと、これをもって市のほうと整合をとるときに言葉に終わってしまう。「ネットワーク」という言葉が具体的なのかということをもう少し検討していただくとわかりやすくなるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局 ありがとうございます。ただいまいただきました御意見は、今後、作業部会等で話をさせていただきながら詰めていきたいと思いますが、例えば日南圏域のワークショップでお話をしたときは、「東九州自動車道の整備促進」というキーワードが出てきたり、日向・延岡のほうに行きますと、「細島港」や「中央道」、そういうキーワードが出てきました。また、小さな話になりますけれども、北諸県圏域で話をしたときは、道路の整備はほぼできている。ただ、公共交通機関の利便性向上をもう少し図っていく必要があるというようなネットワーク化のキーワードが出ております。御指摘のとおり、圏域の実情を踏まえながら反映できるよう努力していきたいと思います。

○出口会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○B委員 先ほど質問した中で、都市計画を運用する枠組みとして境界を明確化したということで、これを見れば、なるほどというふうに思います。西臼杵と東臼杵が一体となるのは、つながっているから半分に割るわけにはいかんということだとわかります。しかし、日向・門川・延岡、高千穂が都市計画区域で、それ以外は外ということになっているんですが、人のまとまりという観点から言って、都市計画区域外についてはこれには明記されないということではよろしいですか。

○事務局 基本的に都市計画区域内の記述に基本方針としてはなっておりますけれども、例えば基本方針でいきますと、都市計画区域外の「小さな拠点」という手法がございますが、小さな拠点としてのまちのくくりを整備した上で、区域外の市町ともネットワークを図っていきましょうということに関しては、資料2の基本方針のほうには明記させていただいておるところです。

○B委員 ということは、都市計画区域外の小さな拠点という部分については、中山間のほうの計画でやっているということではいいですね。

○事務局 基本的にはそういう考えになるかと思います。ただし、調整は図っていく必要があると思います。

○B委員 都市計画基本方針の改定版（案）に望ましい都市像というのがあって郊外の集落がありますね。きょう、西米良の村長さんが来ておられますが、小さな拠点となると、昔の家は点在しているんですね、山の上にあったり川っぺりにあったり。西米良村だったら、それを一つの何とかという集落に集まってもらって、その集落を活性化させるんだということが言われているんですが、農振がかぶっていてほぼ家が建てられない状況だと思うんです。農振なんかほとんど都市計画外ということで。だから、中山間のほうになってくるんですよ。この形はこのプランでは当てはまらないんですよ。

○出口会長 区域マスタープランが法律のもとに表現できる範囲を明確にしたほうが誤解を生まないような気がしますので、そこをはっきり言っていただいたほうがいいんじゃないかと思います。対象とする範囲と、事業的にもこれから方針にいろいろ事業として挙げないといけないことがありますね。だから、区域マスタープランが対象とする領域、都市計画区域であるということと事業の内容について説明したほうが、後々誤解が生まれないような気がしますので、よろしく願いいたします。

○事務局 都市計画区域マスタープランにつきましては、都市計画法6条で定められた法定計画になります。法律の中では、都市計画区域内を明記するということになっております。また、都市計画区域内で都市計画事業として行うものについて記載することになっておりますので、委員がおっしゃいました中山間等の記載内容については別になると考えております。

○出口会長 よろしいでしょうか、B委員。

○B委員 いいです。

○出口会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○A委員 これは言葉の問題だけなんですけど、資料1の22ページ、「公共空地の確保、面的整備等、密集した市街地の改善」というのは、ぱっと見るとわかりやすい気はしますが、「密集した」という言葉は、コンパクトシティというものと相反する部分があって、防災上はもちろん密集したというのはよくないんですが、そこでちょっと言葉を考えていただきたいんです。「面的整備等」というのはやめて「立体的整備等」、上に上げるというような意味。「密集した」というのはやめて「集約的市街地への改善」。そうするとコンパクトに連動するんです。立体的にしておけば、上にも行けて、空き地も確保できる可能性もあるわけです。将来を見詰めてそういう言葉にしておいていただくほうが全体の国の流

れとも一致するような気がしますので、御検討をお願いします。

○**出口会長** これは検討ということでしょうか。

○**事務局** 検討させていただきたいと思います。

○**出口会長** ほかに後半の区域マスタープランのほうはございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

では、前の基本方針にかかわる部分について、区域マスタープランを説明した後でもう一遍振り返るということでしたので、基本方針の案につきましては、先ほどA委員のほうから文言等について意見がありました。ほかに、都市計画に関する基本方針についていかがでしょうか。

もし御意見等がない場合には、次の作業に進んでいただいて、あとは文言等の修正になるかと思っておりますので、もし文言等の修正がありましたら、事務局と私のほうで調整させていただいて、それで了承していただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** 前半の都市計画に関する基本方針の改定については、そのように進めさせていただきます。

次に、区域マスタープランについては、今、御意見をいただきましたので、次の作業に進むために、都市計画審議会の皆さんの意見を次の作業に反映させていただくことよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** では、そのように進めさせていただきたいと思いますので、これで事務局のほうにお返ししたいと思います。ありがとうございました。

○**事務局** 出口会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第135回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、師走の忙しい中、どうもありがとうございました。

午前11時55分閉会